

## 一般社団法人千葉県アスレティックトレーナー協議会 会員規定

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人千葉県アスレティックトレーナー協議会（以下本法人）の会員種別および会費等に関し、必要な事項を定める。

### (会員種別)

第2条 本法人の会員の種別は、以下のとおりである。

#### 1 正会員

本法人の定款第3条の目的に賛同し、本法人の事業に積極的参加するために入会した個人

#### 2 学生会員

本法人の定款第3条の目的に賛同し、本法人の事業に積極的参加するために入会した学生

#### 3 賛助会員

本法人の定款第3条の目的に賛同し、本法人の事業に積極的参加するために入会した個人もしくは法人

### (入会要件)

第3条 本法人の定款第3条の目的に賛同する個人または団体で、次項の規定による入会手続きを完了した者とする。

1 定められた入会フォームに必要事項を記載した個人または団体

2 代表理事が入会を承認した個人または団体

3 定められた期限までに年会費を支払った個人または団体

4 学生会員については学生証提示し、学生証の有効期限年度までを学生会員とする

### (会費)

第5条 本法人は、次項に定める年会費を納めるものとする。

1 正会員の年会費は3,000円とする。

2 学生会員の年会費は0円とする。ただし学生証の提示を条件とする。

3 賛助会員の年会費は一口25,000円とする。

### (会員特典)

1 正会員は次項の特典を受けることができる。

1) 本法人に關与するトレーナー活動に参加することができる。

2) 本法人からの情報を受け取ることができる。

3) 本法人が運営するホームページに会員情報を掲載することができる。

4) その他本法人が定める活動に参加することができる。

2 学生会員は次の特典を受けることができる。

- 1) 本法人に關与するトレーナー活動にアシスタントとして参加することができる。
- 2) 本法人からの情報を受け取ることができる。
- 3) その他本法人が定める活動に参加することができる。

3 賛助会員は次の特典を受けることができる。

- 1) 本法人ホームページ上にバナー掲載する。
- 2) 本法人研修会資料へ広告掲載する。
- 3) 本法人主催のイベントにおいて、商品の展示・広告することができる。
- 4) その他、イベント案内等のお知らせをする。

(入会拒絶)

第 4 条 本法人は、入会申込者が以下の各号に該当すると認められるときは、その入会を拒絶することができる。

- 1 入会申込書に虚偽の事項を記載したとき
- 2 過去に本規約に違反し、除名となっていたとき
- 3 その他、本法人（理事会）が会員とすることを不適切であると判断したとき

(任意退会)

第 6 条 会員は、理事会に当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 7 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき
- 2 この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 8 条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- 1 第 3 条の会費を納入しないとき
- 2 理事会で決議したとき
- 3 当該会員が死亡または解散したとき

(会費の取扱)

第9条 既に納入した会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員規定の変更)

第10条 本規定は理事会の決議を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. 本規定は、2019年8月20日から施行する。